

令和3年3月30日

第3回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 3 号

令和3年 第3回 定例会

日時：令和3年3月30日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	内 藤 剛 一

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	高 橋 翔

令和3年

第3回教育委員会定例会

令和3年3月30日（火）午後2時

場 所 区議会第二委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

第1 議事録の承認

議事録第1号（令和3年第1回定例会）

議事録第2号（令和3年第2回定例会）

第2 議案の審議

第14号議案 文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第15号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

第16号議案 文京区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第17号議案 文京区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

第18号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第19号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第20号議案 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

第21号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第22号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第23号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

第24号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

第3 報告事項

(1) 令和3年2月定例議会の審議概要について

(資料第1号)

- (2) 令和2年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第2号)
- (3) 学校選択制度の実施に伴う令和3年度進路意向確認票の回答状況について (資料第3号)
- (4) 学校運営協議設置校の指定について (資料第4号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日、議題に入ります前に事務局からご報告がございます。

○教育推進部長 本日ご出席の坪井節子氏は任期が令和3年3月9日まででございましたが、3月10日に開催されました区議会本会議におきまして、教育委員任命の同意を得て、教育委員に再任されましたことをご報告申し上げます。

任期は令和3年3月10日から令和7年3月9日まででございます。

○加藤教育長 それでは、坪井委員、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○坪井委員 先ほどご紹介いただきましたように、3期目の任期を受けさせていただくということになりました。微力ではありますが、これまでどおり、文京区の子どもたちのためにできることをしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤教育長 どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人ですが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第1号(令和3年第1回定例会)

議事録第2号(令和3年第2回定例会)

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第1号及び第2号がお手元にあると思います。事前にご確認はいただいておりますが、なお、修正が必要な場合につきましては、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の審議の前に、本日の会議運営についてお諮りしたいと思います。第18号議案と第19号議案、また、第21号議案から23号議案までが関連性の高い内容となっております。これらにつきまして、提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

第2 議案の審議

第14号議案 文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は11件でございます。

初めに、第14号議案「文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第14号議案、文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、押印の見直し等に伴い、規定の整備を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第28条において、請願の要件として、これまで署名押印だったものを「署名又は記名押印」に改めるとともに、条文のつくりとして、第1項を請願書への記載事項に、第2項を請願書の提出手続に整理するものでございます。

その他、オンラインでの教育委員会の開催に当たり、必要な文言修正を行うものでございます。

この規則の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 第1項は請願書の作成、第2項が請願書の提出となっておりますが、請願者の氏名の記名を2回するということですか。作成と提出のときにということでしょうか。条文の読み方がわからない。記載をして、さらに提出するときに記名をするという趣旨ですか。28条。

○加藤教育長 2項のところですか。

○坪井委員 1項は、請願書に請願者の住所氏名を記載しなければならない。2項目は、提出するときに、請願者は記名押印するというのは、2回記名押印するということですか。

○教育推進部長 この読み方は、最初のは「記載しなければならない」ということで、記名押印ということじゃなく、こういった氏名及び住所を書類に記載しなければいけないということが書いてあって、その方法として、「署名又は記名押印」という2つの方法がありますよということなので、2回名前を書くことではないと思います。

○加藤教育長 1項のほうは、請願書の記載事項として請願者の住所氏名、どこの誰が請願しますということで、2項のほうは、請願書を出すときに、そこに今までですと名前の後に押印してたん

ですが、その部分を、押印の廃止という流れの中で、「署名又は記名押印」ということで、押印じゃなくても請願書を出せる改正ということですね。

1項は、請願書を出す要件。2項は、その請願書を出すときに、真正のものですよと証明するときに、今まで押印だったものを「署名又は記名押印」ということで、押印じゃなければいけないということではなくなったということだと思います。

○坪井委員 普通、請願書では、宛先があつて、作成者の名前、住所氏名と来ますね。そこは今だとワープロでつくってしまうんだと思いますが、これは提出するとき押印するか、もう一回署名を下さいという意味なんですか。

○教育推進部長 ワープロ等で打った場合には押印も必要ですけど、そこを自筆で書いた場合には署名だけでいいという趣旨に今回改正したという形になります。自筆で書いた場合には押印は必要ないというのが今回の改正の一番大きな趣旨です。ワープロとかゴム印等で押した場合には、それを証明するために署名又は押印が引き続き必要ですけど、自筆の際には、もう押印は必要ありませんという手続に変わったということになります。

○坪井委員 そうすると、1回でいいわけですね。例えば、最初から署名でご自分の名前を書いた人はそれだけで全ての要件を満たしているという意味ですね。わかりました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第15号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第15号議案「文京区教育局庶務規則の一部を改正する規則」。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第15号議案、文京区教育局庶務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月1日付の組織改正等に伴い、規定整備を行うものであります。

ページをおめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。今回は、学務課施設系の人員体制を強化し、同係を課務担当主査2名で運営するため、第5条において施設係を削除し、第7条において施設係を課務担当主査に改めるものでございます。その他、学務課学事系の所掌事務の文言整理を行うものでございます。

この規則の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 今おっしゃったのは、人員を強化するとおっしゃったんですか。施設係を廃止して、人員を強化するというのはどういうことなのか。

○教育推進部長 細かく説明をいたしますと、今、施設係という係があって、係長が1名で全体を運営しているんですが、今回は係を一旦廃止して、係長級の職員を2人配置します。それプラス一般職員、これは規則等には載ってこないんですが、一般職員の人員も増強して、この系の体制を強化するというものでございます。

○坪井委員 そうすると、課全体の職員の数はふえるということになるという意味ですね。施設係は減るけれど。

○加藤教育長 規則上は、改正の内容としては、係という組織を課務担当主査、係長級ですが、主査制にするという改正です。実質、それによって今より課務担当主査をふやせませし、職員もふやすということで、人数面はこの規則には出てきませんが、組織としては人がふえて、機動的に対応できるような組織にするという改正になります。

よろしいですか。

第16号議案 文京区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、第16号議案「文京区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」。この件について、ご説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第16号議案、文京区教育委員会公印規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、文京区公印規則の改正に伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

ページをおめくりいただき、11ページの新旧対照表をご覧ください。第10条は、公印の押印について必要な手続及び押印における注意事項を定めるものでございます。

第11条は、定例的に電子計算組織を用いて作成する文書について、教育推進部長が承認した場合には電子計算組織に記録した印影の印刷をもって公印の押印にかえることができるよう、その手続及び申請様式を定めるものでございます。

第12条は、文書等への公印の刷り込みについて、承認権者を教育推進部長に改めるとともに、申請様式を定めるものでございます。

その他につきましては、別記様式について、押印の見直しを行うほか、必要な規定整備を行うも

のでございます。

この規則の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 手続というか、実際の事務を伺いたいんですけれども、公印をパソコンの中に組み込んでしまった書面押印欄ができるわけですね。それは、例えば押印が赤になっているとか、そういうふうになるんでしょうか。朱肉の赤、印が赤になっていたりするわけですか。

○教育総務課長 電子のものについてはもともと赤になっているものです。

○坪井委員 こういうものはこの後どうなるか。ここだけに限らず、今カラーコピーでどんどんそのまま出るわけですね。原本として出たものをコピーであるかどうかというのをどうやって区別していくんですか。赤なら赤のものはコピーできるじゃないですか。これをどういうふう処理するんですかね。

○加藤教育長 例えば、ご存じだと思いますが、住民票とか、そういったものはコピーすると、これはコピーですよというふうになりますよね。今回のものは納付書とかそういうものも含めてなので、それをコピーして、コピーですよというのはなかなか出てこないですが、それをもって何か悪用されるということが想定されますか。

○教育総務課長 教育長が言われたように、住民票とかだったら、もしかしたら、1枚発行したのに対してコピーすることによって3枚、4枚と、ある種悪用するということが可能なんですけど、教育局のほうから出されるものについて、教育長が言われるように、納付書等になってしまうので、それをコピーして悪用することが想定しづらい。こちらからのものですから、あくまでも基本的には印刷したからといって複製とかということは出ていないですね。

○加藤教育長 公証するもの、公に証明するものとか、そういったものについては、当然コピーは許されませんので、そこについては、何らかのそういったコピーがわかるようなものは仕組みとして導入していますので、それ以外の部分になると思います。

○清水委員 第12条、今まで「教育長の承認を得て」というところが、新たに「教育推進部長が適当と認めたとき」、この変更に関してはどのような理由かというのを教えてください。

○教育総務課長 基本的には、こちらから横引きしているというわけではないんですが、区長部局のほうでは総務部長のほうで承認しているという関係がありますので、教育委員会でも教育推進部長ということで承認権者を合わせているという形になります。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第 17 号議案 文京区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 17 号議案「文京区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 17 号議案、文京区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、押印等の見直しに伴い、様式の整備を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、19 ページの新旧対照表をご覧ください。様式第 1 号、第 2 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号、第 18 号、第 19 号は、これまで記名押印を求めていたものを署名のみまたは記名押印に改めるため、押印欄を削除し、申請者の種別ごとの注意書きを加えるものでございます

様式第 8 号、11 号、12 号、16 号、20 号、21 号は、これまで記名押印を求めたものを記名のみ

に改めるため、押印欄を削除するものでございます。

この規則の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

第 18 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 19 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 18 号議案と第 19 号議案、一括で説明したいと思います。

第 18 号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第 19 号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 18 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び第 19 号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和3年2月定例議会において、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受け、休暇制度の体系的な見直しのため、必要な改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、初めに、第18号議案の26ページの新旧対照表をご覧ください。第18条の「妊娠出産休暇」については、出産予定日より事後の日に出産した場合において、「妊娠中に八週間を超えて休養することがやむを得ないと認められるときは、十六週間にその超えた日数に相当する日数を加えた期間の引き続き休養として与える」ものでございます。

第23条については、「出産支援休暇」及び「育児参加休暇」を廃止し、合わせて「出産協力休暇」として新設するものでございます。

第25条の「慶弔休暇」については、取得期間の始期を結婚等の日の「一週間前の日から当該結婚等の日後六月を経過する日まで」とするものでございます。

第28条の「ボランティア休暇」、第29条の二の「子の看護休暇」及び第29条の三の「短期の介護休暇」については、暦年管理を年度管理に改めるものでございます。

戻りまして、第29条の「リフレッシュ休暇」については、国または地方公共団体等に派遣されていた期間がある職員のうち、当該休暇の承認を受けていない者について、当該休暇の承認可能期間と派遣期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間、承認を可能とするものでございます。

続きまして、第19号議案ですが、9ページの新旧対照表をご覧ください。

第11条について、生理休暇の給与減額免除日数を「1回について、引き続き三日、かつ一会計年度について、十二日」とするものでございます。

その他につきましては、別記様式について公印の見直しを行うほか、必要な規定整備を行うものでございます。

これら規則の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 これは私が世事に疎いせいなのですが、育児参加休暇と出産協力休暇の名前が変わったのは、何か趣旨があるのでしょうかというのが1点です。

もう1点、23条の、配偶者等の同性関係が「婚姻関係と同様の事情にあると委員会が認める者」となっている。これは新しく入れた言葉なんじゃないかと思います。かつての23条に、同性パート

ナーが入っているんですね。「委員会が認める者」というのは、委員会が、同性パートナーであることを認める者ということなんでしょうか。それともパートナー証明書か何かで別途戸籍課で出ているという意味になるのでしょうか。

○教育総務課長 もともと、旧のほうで「出産支援休暇」と「育児参加休暇」がございまして、2つ合わせて「出産協力休暇」というものにしましたので、「出産支援休暇」で2日とれて、「育児参加休暇」で5日とれるので、それを別々じゃなくて7日とりなさいよという意味で、名前を変えて「出産協力休暇」というものにしてございます。

また、同性パートナーにつきましては、教育委員会が認める際には、同性パートナーみたいな公的な証明ではなくて、一緒に住んでいることを証明する、住民票といったものをお願いすることになっていくと思います。

○加藤教育長 そういったものを出していただいて、教育委員会で認めるということですね。

○坪井委員 文京区は、同性パートナー証明書は制度としてまだなかったんですたっけ。

○教育推進部長 文京区は出していますけれど、そういうのをまだ出してない自治体も多くあります。区の職員が対象ですので、そういう証明がとれないところもございます。

○小川委員 同じく「出産協力休暇」のところですか。同性パートナーのことはここに書かれているとおりに思います。最近は養子縁組とかで子どもを迎えるというご家庭もふえつつあるかなと思いますが、そういったこともこれに該当するのか、それはまた別途なのかということをお教えください。

○教育総務課長 今まで例はございませんけれども、養子縁組とかも可能ですし、例えば息子さんや娘さんが何かで亡くなって、お孫さんをしなきゃいけないという場合もございます。そういった形も了承しています。

○坪井委員 今の小川委員のご質問は、特に29条の2の「子の看護休暇」でかかわってくるということですね。里親委託で行われている養子縁組ではないお子さんもあると思いますが、そういう子の看護休暇も含まれるという意味ですか。要するに、配偶者等の子でもないし、養子縁組もしていないけれども、東京都の里親委託のような、預かっている子がいるという場合もあり得ると思います。そういうのも、今の話ですと含まれると解釈していいということでしょうか。

○教育総務課長 今、定かではないんですが、教育委員会が了承した場合というのがございますので、さまざまな事例が出てくると思います。この場合はだめで、この場合はいいというのではなくて、出てきたときに判断を要する場合はあると思いますので、その中で判断していくという形にな

っていくと思います。

○坪井委員 そういう意味では、ぜひとも柔軟に規定を運用していただければとお願いしたいと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議案の説明の後、質疑応答がありました。議案について了承していただけるかどうかというところを確認し漏れていましたので、さかのぼりますが、先ほどの 14 号議案、教育委員会の会議規則の一部を改正する規則、これはこのとおりお認めということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、15 号議案、教育局処務規則の一部を改正する規則、こちらもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、第 16 号議案、教育委員会公印規則の一部を改正する規則、こちらもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、第 17 号議案、文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、こちらもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 今の 18 号議案と 19 号議案、一括で説明、質疑いただきましたが、個別の採決ということで、第 18 号議案については、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、19 号議案、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

第 20 号議案 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、第 20 号議案「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 20 号議案、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を

申し上げます。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の改正に伴い、令和3年特別区人事委員会規則第4号、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部の改正規則と同様の規定整備を行うもので、幼稚園教育職員の給与減額免除基準に感染を防止するための報告と検疫法に基づく感染を防止するための報告もしくは協力を追加するものでございます。

この規則の施行期日は交付の日とし、令和3年特別区人事委員会規則第4号の施行の日である令和3年2月13日から遡及適用するものでございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 今後、感染対策ということもいろいろやっていかなきゃいけない中で、今回、幼稚園の職員ということですが、小学校とかの職員に関しては今後どうなっていくのでしょうか。

○教育指導課長 小学校・中学校の教員のほうは、東京都のほうが規定を整備しておりますので、同じような対応になってくると捉えております。幼稚園の教員の場合には、区立の幼稚園ですので、教育委員会として規定を整備する必要があるというところでございます。

○清水委員 小学校・中学校はこれから東京都の動きを見て、また変化があるかもしれないということでもよろしいんですか。

○教育指導課長 今さまざま通知等で対応している部分がございますけれども、規定のほうも、都のほうを整備すればそれに従ってやっていくというところでございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第21号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第22号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第23号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

○加藤教育長 続きまして、3件一括の説明になります。

第21号議案「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する訓令」、第22号議案「学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令」、第23号議案「学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」。以上3件、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第21号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、第22号議案、学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令及び第23号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これら3議案は、庶務事務システムの導入に伴い、規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、初めに、第21号議案の議案9ページの新旧対照表をご覧ください。第4条において、「職務専念義務免除の申請」は、庶務事務システムにより申請しなければならないとするものでございます。

続きまして、第22号議案の16ページの新旧対照表をご覧ください。第7条において、出退勤の際は、「出勤又は退勤の記録に必要な所定の操作を行わなければならない」とするものでございます。

第16条及び第17条において、欠勤の際は、庶務事務システムにより届け出なければならないものとするものでございます。

最後に、第23号議案でございますが、14ページの新旧対照表をご覧ください。第2条において、庶務事務システムにより記録する出勤等に関する情報を出勤記録として定めるものでございます。

その他につきましては、別記様式について、押印の見直しを行うほか、必要な規定整備を行うものでございます。

これら訓令の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 庶務事務システムというものをもうちょっと説明していただけますか。

○教育指導課長 区役所の職員は皆さん、そうなんです、学校も、押印のかわりに、出勤したとか、休暇の申請も、今までは紙で回していたわけですが、そういったものも手元のパソコンから申請できるようなコンピューターのシステムになります。

○坪井委員 教員の出退勤は、パソコンをあけたときから閉じたときみたいになるんですか。

○教育指導課長 今回導入したシステムは、静脈を機器にかざすと、本人を認識して、出勤したとかいう処理を行えるようになってはいますが、出張などは、行き先とかいろいろございまして、そういった処理は難しいので、パソコンのほうから入力して申請をするということになります。

○坪井委員 教員の超勤とかが問題になっていると思いますが、退勤というのでも、静脈をかざして退勤したというふうにするのですか。

○教育指導課長 我々退勤するとき、カードでピッとやっていますが、学校のほうは静脈で確認ができる。機械のところにかざせば、これから退勤しますよというのを記録できる。学校に何時間いたということも自動的に集計ができるようになります。

○加藤教育長 働き方改革という意味でも、紙で回すということではなくて、そういった機器を使ってということ。時間の管理についても、先ほど説明したとおりしっかりやるということです。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、個別にお諮りしたいと思います。

第 21 号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、第 22 号議案について、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、第 23 号議案について、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 ありがとうございます。

第 24 号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

○加藤教育長 最後に、第 24 号議案「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令」。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 24 号議案、幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、押印等の見直しに伴い、幼稚園教育職員の旅行命令関連の様式を整備するものでございます。

ページをおめくりいただき、10 ページの新旧対照表をご覧ください。別記様式第 1 号（甲）、（乙）及び別記様式第 6 号（甲）は、旅行命令権者、旅行者等の押印を削除するものでございます。

別記様式第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号（乙）は、旅費に係る請求書、領収書等の受領印または精算印を削除するものでございます。

この訓令の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 もしかしたらどこかに書いてあるかもしれないんですけど、こういう場合は記名だけでいいということですか。署名は要求しないということになるんですか。押印が削れる場合は記名だけでもいいということですか。

○教育指導課長 今まで署名または捺印となっていて、実際に様式に印という言葉がありましたので、必ず印を押していたのですが、今後は、印という文字がなくなりましたので、署名でも構わないし、従来どおりの印でも構わないということになります。先ほどもありましたけど、名前の後に印を押すような場面では、もう署名だけでよくなったというところがございます。

○加藤教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

（異議なし）

○加藤教育長 ありがとうございます。

第 3 報告事項

（1）令和 3 年 2 月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は、4 件です。

「令和 3 年 2 月定例議会の審議概要について」。お願いします。

○教育総務課長 資料第 1 号をご覧ください。令和 3 年 3 月 2 日に文教委員会が開催され、報告事項は 3 件ございました。

報告事項 1 は、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」。

報告事項 2 は、「学校選択制度の実施に伴う令和 3 年度進路意向確認票の回答状況について」。

報告事項 3 は、「令和 3 年度学校（園）給食調理業務の委託事業者について」でございます。

こちらにつきましては、議論された内容は後日、会議録をお送りいたしますので、ご確認いただければと思います。

次に、令和3年2月定例議会一般質問でございます。

資料をおめくりください。一般質問については26本程度ございました。今回は多岐にわたり、さまざまな質問がございました。例えば、育成室の待機児童対策、少人数学級、給食の無償提供、教科担任制の本格導入、中学校自由選択制の発展的な見直しについて、主権者教育の充実について等でございます。

説明は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 5ページの13番、式典の配信に関してお伺いします。現状では生配信することはいろいろ問題がありそうなのでということですが、今後この辺はどのように考えていくのでしょうか。運動会などでは実際そういったものが配信されているということもあるようですが、それを禁止するのか、あるいは広げていくのかということも含めてお願いしたいと思います。

○教育指導課長 配信について、全校で同じようにやってほしいというご要望があったんですが、学校によってそういったことが難しい状況もございまして、答弁としてはこういう形になっておりますけれども、実際にはほとんどの学校で工夫をして、配信かそれに近い形で保護者の方にはご覧はいただいているところです。中には、プライバシーとかさまざまなことから、そうしたカメラに映りたくないという状況がございますので、そういった子が映り込まないような工夫をしながら、コロナがこの先も続くようであれば、配信についてはやはり工夫をしていく必要があるのではないかなと捉えております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(2) 令和2年度文京区区政功労表彰受賞者について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「令和2年度文京区区政功労表彰受賞者について」。説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第2号をご覧ください。令和2年度文京区区政功労表彰受章者一覧でございます。

まず、区立小・中学校及び幼稚園のPTAの会の連合会の代表者として、八木章雄さん。

次に、PTAの代表者またはこれに準ずる職として、宮崎知明さんを含め6名。

学校医につきましては、安田大吉さんと内藤志朗さんの2名。

学校歯科医につきましては、醍醐宏和さんと舩崎透さんの2名。

学校薬剤師につきましては、鵜殿幸康さんの1名。

青少年委員及び青少年健全育成会会長に準ずる職では、山内美智子さん、天野智子さんの2名。

区長、副区長及び教育長の職では原口洋志さんが受章されています。

資料第2号については、以上でございます。

○加藤教育長 この説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) 学校選択制度の実施に伴う令和3年度進路意向確認票の回答状況について

○加藤教育長 続きまして、「学校選択制度の実施に伴う令和3年度進路意向確認票の回答状況について」。説明をお願いします。

○学務課長 資料第3号で、この4月からの中学校の入学予定者数のご報告をさせていただきます。

まず、3月17日現在の入学予定者数は記載のとおりとなっております。本年度は下の米印のとおり、第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校で抽選を実施いたしました。その抽選の結果でございますが、第六中学校におきましては、学区外からの希望が45名おきまして、その45名全てが第六中学校に入れるという状況でございます。また、第九中学校におきましては、学区外から38名応募がございましたが、27名が当選したという状況です。また、茗台中では、学区外から42名応募がございましたが、当選したのは24名。音羽中は、学区外から23名の応募があったんですけども、学区内で定員を超えてしまうという状況がございましたので、今回は学区外からの入学はゼロということで、23名が残念ながら音羽中学校に入れられないという状況がございました。

こちらのほうを2月12日にホームページで発表いたしまして、それ以降、落選された方の第2希望を2月24日まで再希望を受け付けて、その後3月上旬に改めて就学通知を送付したところでございます。

今はこの数でございますが、今も毎日のように転入、転出がありますので、数値のほうは若干変わっていきますけれども、状況としてはこういう状況となっております。3月31日をもって数字を確定させて、来年度の学級数の決定ということになります。

報告は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 こう見ると、三中と文林中が、言い方としてはよくないかもしれませんが、人気がない

い。それにはそれなりの理由というのがあると思うんですけども、風評とか、そういうことなんですか。

○学務課長 文林中学校につきましては、以前はもっと少ない数の時期もございまして、ここまで回復してきているというのが現状でございます。

第三中学校につきましては、人数が傾向としてはちょっと減ってきておりますので、全体の中学校の魅力といいますか、そういったものを伝えていって、なるべく標準化できるようにしていきたいと考えております。

○加藤教育長 特段、課題があるのかということだと思いますが、教育指導課長、そこは特に……。

○教育指導課長 特に保護者が何を選ばれるかというのは、保護者によっても違うと思いますが、特段、課題があるということではないのかなと思います。ただ、第三中学校のほうは、例えば茗台中学校にしても、少し離れますが音羽中学校にしても、抽選を実施している学校がございまして、そういった学校が近いということで選ばれる保護者の方もいらっしゃるのかなというふうには捉えております。

○清水委員 本郷台中学校が、受け入れ可能人数を超えているんですけども、これはいかがなんでしょうか。

○学務課長 本郷台中学校につきましては、昨年も受け入れ可能人数を超えて3クラスという体制でやらせていただいておりますが、本年度も同じ形で、現状85人ということになりますので、3クラス体制で対応していくということになります。

○清水委員 ということは、受け入れ可能人数は70ではないということなんでしょうか。

○学務課長 基本的には受け入れ可能人数は70人なんですけれども、実質上、これだけ来ておりますので、その対応はきちんとさせていただくということになります。

○清水委員 無理がどこかに出ているということではないということよろしいですね。わかりました。

○小川委員 最初の希望校調査の人数から、現在の人数が出ていますが、どこも大体半分ぐらいになっているかと思います。半分は区立ではないところに進学すると読めばいいんでしょうか。

○学務課長 まず、この希望校調査の集計結果の人数が文京区における小学校6年生の人数と考えていただいて構いません。その後、受験の結果によって区立中学校に進む方の人数がこれになっておりますので、委員おっしゃるとおりでございます。

○加藤教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 学校運営協議会設置校の指定について

○加藤教育長 続きまして、「学校運営協議会設置校の指定について」。

○教育指導課長 資料第4号に基づきまして、学校運営協議会設置校の指定について、ご報告をいたします。

本件は、文京区学校運営協議会規則及び文京区学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、来年度から新たに1校の指定を決定いたしましたので、ご報告をいたします。

学校運営協議会は、保護者、地域の意見を学校運営に反映させ、学校、家庭、地域が一体となった地域とともにある開かれた学校づくりを進めていくものでございます。

今回、第六中学校から申請がございました。第六中学校は、校長先生を中心に、学校、家庭、地域が一体となった学校づくりを進めておりますので、現在の9校に加えまして、申請のあった第六中学校も指定することといたしました。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 指定を受けるとどういうことができるようになるというのか、どういうメリットがあるのか、教えてください。

○教育指導課長 この指定を受けていない学校は、学校運営連絡協議会というのを持っております。指定を受けますと、学校運営協議会という組織を持つこととなります。この組織は、例えば校長が作成する学校運営の基本方針をその組織が承認をしたり、学校運営に関する意見をその組織から教育委員会または校長に述べたり、あるいは教職員の任用に関して文京区教育委員会に対して意見を出せますので、いただいた意見は東京都教育委員会のほうに報告をして、場合によっては、希望した教員が異動してくるような場合もあるというところがございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、用意した案件は以上になります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 そのほか、ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14:59)

令和3年3月30日

議事録署名人

教育長

委員